

各 位

上場会社名 極東開発工業株式会社  
 代表者 代表取締役社長最高執行責任者 高橋 和也  
 (コード番号 7226)  
 問合せ先責任者 取締役執行役員管理本部長 近藤 治弘  
 TEL 0798-66-1500

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月26日開催予定の第79期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の業容の拡大や経営環境の変化に迅速かつ確な対応を図るため、また今後社外取締役を招聘することも想定し、取締役の員数の上限を増加させるものであります。
- (2) 社外取締役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として、変更案第 29 条（社外取締役の責任限定契約）を新設し、現行定款第 29 条から第 36 条までを 1 条ずつ繰り下げるものであります。なお、本規定の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 社外監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として、変更案第 38 条（社外監査役の責任限定契約）を新設し、現行定款第 37 条から第 43 条までを 2 条ずつ繰り下げるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第 19 条 当会社には取締役 <u>8</u> 名以内を置く。  (新 設)  第 29 条 (条文省略) ~ 第 36 条 (条文省略)  (新 設)	(取締役の員数) 第 19 条 当会社には取締役 <u>10</u> 名以内を置く。  <u>(社外取締役の責任限定契約)</u> 第 29 条 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。  第 30 条 (現行どおり) ~ 第 37 条 (現行どおり)  <u>(社外監査役の責任限定契約)</u> 第 38 条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 <u>37</u> 条 (条文省略)	第 <u>39</u> 条 (現行どおり)
~	~
第 <u>43</u> 条 (条文省略)	第 <u>45</u> 条 (現行どおり)

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月26日 (木)
定款変更の効力発生日	同 上

以 上